

伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県指定史跡に指定されている伊奈氏屋敷跡の保存活用及び整備・公開についての計画を策定するため、伊奈氏屋敷跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討して伊奈氏屋敷跡保存活用計画の案（以下「計画案」という。）を作成し、教育委員会教育長に報告する。

- (1) 計画案の策定のために必要な調査に関する事。
- (2) 計画案の策定に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 当該地区代表者
- (3) 伊奈氏屋敷跡に関係する団体の代表者
- (4) 町職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を

聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、伊奈氏屋敷跡保存活用計画が刊行された年度の末日に、その効力を失う。